

広報

おやまざき

9

2021(令和3)年

\ 今一度、感染対策の徹底を / 4度目の 緊急事態宣言発令中

今月の主な内容

- 大切な人、自分自身を守るために
京都府でも「緊急事態宣言」発令中！ P2
- マイナンバーカードに関するお知らせ P4
- あなたもできる「こころのケア」 P5
- 子育て世代に選ばれるまち 大山崎町 P6

vol.646

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

新型コロナウイルス

感染拡大防止へのご協力をお願いします

感染力が強い**変異株**にも、基本的な感染予防策が有効です。「マスクの着用」や「手洗い」、「3密（密接・密集・密閉）回避」などを徹底してください。



正しく使おう
マスク！

- ①鼻の形に合わせすき間をふさぐ
- ②あご下まで伸ばし顔にすき間なくフィットさせる



ポイント 会話時は必ず着用！

- 鼻出しマスク× あごマスク× ●着けたら外側は触らない
- ひもを持って着脱 ●品質の確かな、できれば不織布を



こまめにしよう
手洗い・手指消毒！

こんなタイミングでは必ず！

- 共用物に触った後 ●食事の前後
- 公共交通機関の利用後など



ポイント 指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう！



目指そう
ゼロ密！

一つの密でも避けましょう！！



密接 マスクなし 大声



密集 大人数 近距離



密閉 換気が悪い 狭い所

大切な人、自分自身を守るために

京都府でも「緊急事態宣言」発令中！

8月20日金～9月12日日

問＝総務課 危機管理係 ☎956-2101(内331)

全国で蔓延している新型コロナウイルス感染症。変異株の出現もあり、乙訓地域でも陽性者数が急増しています。このまま病床の圧迫が続けば、必要な人に医療が行きわたらないおそれがあります。今こそ、一人ひとりのより一層の感染防止対策が必要です。左ページの感染対策を今一度徹底し、危機を乗り越えましょう。

なお、緊急事態宣言期間中における、大山崎町の対応は以下をご覧ください。

皆さまにはご不便とご迷惑をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

※本記事の内容は、8月19日金時点での情報です



1. 公共施設（屋外施設を含む）は閉鎖します

- 公共施設の利用を取りやめた場合に発生するキャンセル料は、返金いたします。
- 学校、保育所、放課後児童クラブは、通常通りです（閉鎖しません）。
- 学校施設開放（スポーツ施設開放および遊び場開放）事業は、8月20日金から休止します。

【閉鎖する町の公共施設一覧】 8月20日金～9月12日日

公共建物施設	中央公民館（図書室含む）
	ふるさとセンター（歴史資料館含む）
	保健センター（ワクチン接種は実施）
	子育て支援センター「ゆめほっぺ」
集会所	長寿苑
	大山崎集会所
公園等	下植野集会所
	天王山夢はたる公園
	桂川河川敷公園（スポーツ施設含む）
	名神高架下多目的広場
スポーツ施設	史跡大山崎瓦窯跡公園
	町体育館
	岩崎運動広場

2. 町主催の行事・イベントは中止または延期します

○期間は、8月20日金～9月12日日です。

新型コロナワクチン

大山崎町の接種状況について

問＝健康課 健康増進係 ☎956-2101（内110）

- 65歳以上の方は、90%以上が2回接種を終えました（7月末時点）。
- 接種対象者全体では、52%にあたる約7,500人が1回目の接種を終えています（8月中旬時点）。
- 10月末までに全体の約70%にあたる10,000人が接種を終える予定です。



最新のワクチン情報については、町ホームページをご確認ください



気軽に相談を **相談窓口一覧**

京都府自殺ストップセンター
ナビダイヤル
☎0570-783-797
月～金（年末年始・祝日除く） 9時～20時

京都府自殺ストップセンター
LINE相談電話
月～金（年末年始・祝日除く） 9時～20時

自殺予防 いのちの電話
☎0120-783-556 毎月10日 8時～翌8時

京都いのちの電話
☎075-864-4343 年中無休 24時間

京都自死・自殺相談センター
Sotto
☎075-365-1616 金、土 19時～25時

よりそいホットライン
☎0120-279-338 年中無休 24時間

チャイルドライン京都 18歳までの
こどもがかける こども専用電話
☎0120-99-7777
月～日（年末年始・祝日除く） 16時～21時

一人で悩まず、ご相談ください。

京都府こころのライン
相談（コロナ関連）

【時間】月～金 19時～22時
（受付終了：21時30分）
土、日、祝・年末年始15時～22時
（受付終了：21時30分）

【対象】京都府内に在住・在勤・在学の方

※QRコードを読み取り、友だち登録をした後、相談を開始してください。

「コロナ疲れ」感じていませんか？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、私たちの生活スタイルが変わり一年以上経ちました。働き方や暮らし方に変化が起り、その変化にも慣れてきたはずにもかかわらず、なんとなく感じる疲労感。この原因として、感染の恐怖、行動の制限、見通しが立たないことが挙げられます。その中でも、見通しが立たないことが大きな原因といえます。1カ月先の状況がどうなっているかわからず、計画を立てても状況に合わせ、その都度変更していかねればならない。長期間これを繰り返すことで疲労はたまる一方。積み重なった疲労やストレスにまいってしまわないために、「こころのケア」を行いましよう。

「こころのケア」

- 十分な休息をとる、心身の疲れを癒す
- 十分な睡眠、1日3食の食事、過度の飲酒を避ける、適度な運動
- 楽しみ、くつろぎの時間を大切に
- 情報の取捨選択
- これまでの方法に固執しない
- 自分の中で抱え込まない
- 自分に優しく
- 町ホームページの「こころの体温計」をひらいて、ストレスチェック

「こころが不安定な時は「依存症」にも注意」

在宅時間が増えるとう煙量の増加やネット依存症等にも陥りやすくなります。依存症はうつ病を併発することがあり、最悪の場合、自殺へと進行する場合もあります。環境の変化が心身に悪影響を及ぼさないよう「こころのケア」を忘れないようにしましょう。

「こころや身体に不調があるときは相談を」

誰かに相談したいと思っても、「みんな大変だから」とためらっていませんか？そんなときには、医療機関や専門の相談窓口を利用しましょう。

9月10日は「世界自殺予防デー」／9月10日～16日は「自殺予防週間」

あなたもできる「こころのケア」

問||健康課健康増進係 ☎956-2101（内131・135）



マイナンバーカードに関するお知らせ

問＝税住民課 住民係 ☎956-2101（内122）

✓ **マイナポイントの申込期間が令和3年12月末まで延長されました**
（4月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象）

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請された方、すでに取得された方が対象です。マイナンバーカードの受け取りがまだの方、マイナポイントの申し込みがまだの方は、お早めにお手続きください。

「マイナポイントとは」

マイナンバーカード取得後マイナポイントの申し込みをすると、キャッシュレス決済サービスへのチャージ等に応じて25%分のマイナポイント（最大5千円分）がもらえます。

✓ **マイナンバーカードを受け取りに来られる方へ**

マイナンバーカードを申請後、交付準備ができた方には、交付通知書（ハガキ）をお送りしています。▼交付通知書（ハガキ）▼運転免許証などの本人確認書類▼通知カードをお持ちになり、役場1階2番窓口へお越しください。

※受け取りには原則ご本人の来庁が必要です。

※15歳未満または成年被後見人の方の場合は、法定代理人の方と一緒にお願いします。

「平日の開庁時間内の来庁が難しい方」

時間外（19:00まで）の受け取りや、休日の受け取り（月に2回程度）も可能です。日程が決まり次第、順次、町ホームページに掲載しています。

事前予約制

✓ **マイナンバーカードをこれから申請される方へ**

申請をされていない方は、この機会にマイナンバーカードを申請してみませんか？町では、マイナンバーカードの申請を無料でサポートをしています。お気軽に、役場1階2番窓口へお越しください。



マイナポイントの申し込みはこちらから



マイナンバーカードの受取方法についてはこちらから



申請方法はこちらから

マイナンバーカードがあるとこんなに便利

- 1 全国のコンビニで証明書（住民票の写し・印鑑登録証明書）が取得できます
平日開庁時間内に役場窓口にお越しただけでないときも、お近くのコンビニで証明書が取得できます。
※印鑑登録証明書は、町で印鑑登録が済んでいる方のみ
※利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。
※利用できる時間帯＝6:30～23:00（12月29日～1月3日は除く）土日祝日も左記時間内であれば取得可能。
※サービスが利用できる店舗＝ファミリーマート・セブンイレブン・ローソンなどマルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア等
- 2 健康保険証として利用できるようになります
10月から、医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすと、健康保険証として利用できるようになる予定です（対応する医療機関は順次拡大予定）。
※利用には申し込みが必要です。
- 3 特定健診情報※1、薬剤情報※2、医療費通知情報※3が確認できるようになります
※1 今後順次 ※2 10月予定 ※3 11月予定
- 4 行政手続きがオンラインでできるようになります（順次拡大予定）
e-Tax（イータックス）などの電子申請ができます。
※署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。
- 5 運転免許証との一体化が検討されています（令和6年度末予定）



目で見るコトバ

手話を紹介します！ 問＝福祉課 社会福祉係 ☎956-2101（内152）

手話は目で見るコトバであり、見てわかるコミュニケーション方法です。形をマネしたり、特徴を捉えたりして表現する手話がたくさんあります。

避難

「逃げる」という手話と同じです。身をかかわして逃げる様子からきています。

洪水・氾濫

左手を堤防に見立てて右手は波や水が乗り越える様子からきています。

地震

手のひらを上にして同時に前後させます。地面が揺れる様子を表しています。

「聞こえない」「聞こえにくい」と、災害が起きたときの緊急放送等気づかないことや、いろんな情報が得にくいことがあります。災害時には筆談できる筆記具を持ち合わせていないこともあるでしょう。身振りで伝える、口を大きく開けて伝えるなどの方法もあります。

「花と緑のまちづくりグリーン戦略」事業 第2回ガーデニング教室参加者募集

9月6日(月) 9:00～受付開始

町では、令和2年度から地域コミュニティづくりをめざして「花と緑のまちづくりグリーン戦略」事業をスタートさせました。本事業の一環として、住民の方にお花の寄せ植えづくりを楽しんでもらう教室を開催し、第2回目となる今回は、鉢での寄せ植え教室を行います。

とき＝9月25日(土) 一部 10:00～11:30
二部 13:00～14:30

ところ＝大山崎町保健センター駐車場
(雨天時は大山崎町中央公民館)

参加対象＝町内在住の方

募集人数＝一部、二部ともに先着20名

参加費＝1人 1,000円

講師＝日本ハンギングバスケット協会

京都支部長 尾崎 まこと氏

副支部長 戸田 和美氏

申込方法＝▼住所▼氏名▼連絡先(電話番号、メールアドレス) ▼参加時間(一部か二部)を記入の上、FAX、メール、電話で下記まで。

※当日は、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式を考慮した開催とします。

※新型コロナウイルス感染症の状況によって開催を中止する場合があります。

問・申込先＝企画財政課 企画観光係

☎956-2101 (内370)

FAX 957-1101

✉kikaku@town.oyamazaki.lg.jp



雨水を有効利用しませんか 雨水タンク設置助成金交付制度

近年頻発している短時間豪雨に対して、雨水を「貯める」取り組みを進めています。雨水タンクを設置された方に助成金を交付しています。町への申請のみで、町と京都府の両方の助成金・補助金を受け取ることができます。

■どうして雨水を貯めるの？

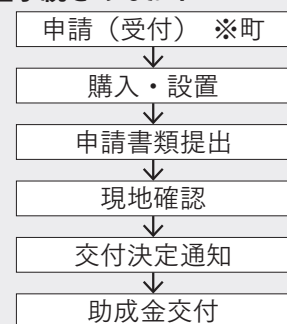
雨が降ったとき、雨水を貯める場所(雨水タンク)がたくさんあると、河川の急激な増水を抑えることができ、浸水被害の予防や軽減につながります。また、水道水の代わりに使えるため、節水にもなります。

■貯めた雨水は何に使えるの？

- ・打ち水
- ・庭に水撒き
- ・洗車
- ・災害や断水など非常時のトイレなどの生活用水 など



■手続きのながれ



■助成対象など

助成対象＝容量100～500Lの雨水貯留タンクを新たに購入(※制度の申請後購入)し設置される戸建て住宅の方

助成額＝タンクと架台購入費の3/4(上限45,000円)
申請期限＝令和3年5月6日(土)～令和4年2月28日(土)※次年度は実施未定です

問・申請先＝上下水道課 下水道係 ☎956-2101 (内292)

最大
45,000円
の助成！

必ず申請後に雨水
タンクを購入して
ください



自治会等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

問＝総務課 危機管理係 ☎956-2101 (内線331)

町では、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで事業を実施する自治会や町内会、町民で構成し公共課題の解決につながる活動に取り組む団体に対して、事業実施にあたり、感染症対策のために要した経費について補助金を交付し、その活動が安心かつ継続的に実施できるよう支援します。

1. 対象となる団体

- (1) 町内会・自治会(それに準じる団体(自主防災組織等)も含みます)
- (2) 町民で構成し公共課題の解決につながる活動に取り組む団体(※)

※「広報おおやまぎ」令和3年8月号5ページに記載している活動に取り組む団体が対象になります。

町の他の補助金の交付を受けている場合(町内会・自治会に対する事務費補助金を除く)等は、対象外となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

2. 対象となる経費

対象団体が事業を実施するにあたり、次の感染症対策のために要した経費

- (1) 消耗品購入経費：マスク、フェイスシールド、アルコール、手袋、石鹸、ペーパータオル 等
- (2) 備品購入経費：体温計、空気清浄機、扇風機、サーキュレーター、ついたて 等
- (3) その他：感染症対策に資する事業(事前にご相談ください)

3. 補助上限額等

補助上限額：5万円(補助率：10/10)

4. その他

「2. 対象となる経費」に記載する感染症対策用品等の購入のタイミングは、あらかじめ交付申請をした後、交付決定を受けてからとなります(事前に購入したものは対象になりません)。

合計特殊出生率の増加は関西第2位！

子育て世代に選ばれるまち 大山崎町

問＝福祉課 児童福祉係

☎956-2101 (内184)

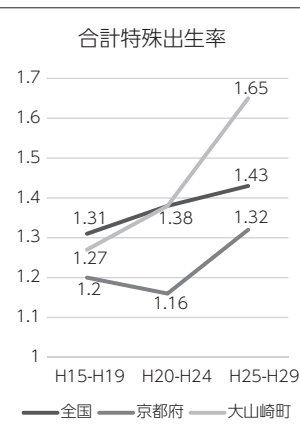


いまの日本における人口減少と少子高齢化は、依然として深刻な状況が続いています。近年、全国的に東京圏へ人口が集中する一方で、地方の人口減少が進んでいることから、この間、地方創生の必要性が叫ばれています。大山崎町では、こうした全国的な動向とは裏腹に、人口が増加傾向にあり、令和2年12月には、人口1万6千人を突破しました。また、大山崎町の出生数においても、平成25年～27年の年平均123人に對し、平成28年～30年の年平均は154人と増加しています。

国では、日本の人口を維持するための指数として女性が生涯に生む平均の子ども数相当を示す合計特殊出生率をおよそ2.1ポイントとして設定していますが、大山崎町の合計特殊出生率では、平成15年～19年の1.27ポイントから平成25年～29年の1.65ポイントと、10年間で0.38ポイント増え、全国や京都府の平均値を大きく上回っています。

この間における大山崎町の合計特殊出生率の増加は、関西の自治体との比較の中で上位2位を達成しています。大山崎町は、人口減少という全国的な課題のなかで、非常に恵まれた地域であると言えますが、なぜ大山崎町では、人口や出生率の増加が続いているのでしょうか。

この大山崎町の人口増加や出生率の主な要因は、住宅開発とそれに伴う転入者の増加が考えられます。大山崎町へ転入する方の年代別の動向では、特に25～34歳の子育て世代において、転入者が転出者を大きく上回り、人口増加につながっています。また、転入者を対象としたアンケート調査では、転入にあたり大山崎町に決めた理由として、「家賃・住宅価格」「通学・通勤時間」「最寄駅へのアクセス」「公園・自然」を挙げる方が多く、いずれも大山崎町の恵まれた立地や環境等が主な理由であると考えられます。大山崎町では、こうした「地の利」を生かしつつ、これからも、多くの子育て世代に選ばれるまちとして、より多くの方が「住みたい・住み続けたい」と思えるまちをめざし、子育て世代の定住化に取り組んでいきます。



町職員の任免・勤務条件・服務の状況など

本町における人事行政の公正性、透明性を高めるため、「大山崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免・勤務条件・服務の状況などを公表します。

なお、給与・定員の状況については、今年の3月に本誌およびホームページでお知らせしています。

問＝総務課 総務係 ☎956-2101(内322)

職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況(令和2年度中試験実施分)

①-1 採用試験の状況(令和3年4月採用)

職 種	申込者数 A	1次試験 合格者数	採用者数 B	倍 率 A／B	(参考) 令和元年度 の倍率
事務職①	85人	20人	1人	85.0	24.0
事務職② (身体に障がいのある方)	1人	0人	0人	—	—
技術(土木)	1人	0人	0人	—	—
保育士	21人	9人	3人	7.0	5.0

①-2 採用試験の状況(令和2年10月採用)

職 種	申込者数 A	1次試験 合格者数	採用者数 B	倍 率 A／B
事務職①	48人	15人	3人	16.0

② 退職者数

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合 計
1人	—	3人	—	—	—	4人

(注) 退職者数には、再任用職員、会計年度任用職員に係る退職者数を含みません

(2) 職員数の状況

① 年齢別職員数(令和2年4月1日)

年 齢	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳
職 員 数	0人	7人	11人	24人	9人	21人
年 齢	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	計
職 員 数	20人	12人	9人	10人	10人	133人

② 職員数の推移

年 度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
職 員 数	138人	137人	133人	136人	134人	141人	136人	133人

勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和2年4月1日現在)

勤務時間	1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
	38時間 45分	7時間 45分	午前 8時30分	午後 5時15分	午後 0～1時	なし
週 休 日	勤務時間を割り振らない日(日曜日・土曜日)					
休 日	国民の祝日に関する法律に規定されている休日および12月29日から翌年1月3日までの日					

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和2年1月1日～令和2年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B／C	消化率 B／A
4,447日	1,250日	114人	10.9日	28.1%

(注1) 付与日数は、1暦年につき20日(当該年の途中に採用された者は、同年の在職期間に応じた日数)で、当該年に取得しなかった場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています

(注2) 対象職員数は、令和2年1月1日～令和2年12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の途中に採用された者および退職した者ならびに育児休業、休職の事由がある職員を除いています

(3) 育児休業等の取得状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

区分	令和2年度の取得者数			令和2年度中に 新たに取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時 間勤務	育児休業 等対象者 数	うち育児 休業取得 者数	うち部分 休業取得 者数	うち育児 短時間勤 務取得者 数
男性 職員	— —	— —	— —	2人	—	—	—
女性 職員	1人 1人	0人 1人	— —	1人	1人	—	—
計	1人 1人	0人 1人	— —	3人	1人	—	—

(注1) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には令和2年度に新たに取得した者、下段には令和元年度から令和2年度にかけて引き続いている者の数を記載しています。

(4) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇 取得者数	要介護者 (続柄など)	取得形式	介護休暇 承認期間
男性 職員	0人	—	—	—
女性 職員	0人	—	—	—
計	0人			

職員の分限および懲戒処分の状況(令和2年度)

職員の不利益となる処分には、分限処分と懲戒処分があります。
分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に公務能率の維持向上のため、休職、降任などの職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。
懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことで、公務における規律と秩序の保持を目的としており、免職、停職、減給などの処分です。

(1) 分限処分者数 3人 (2) 懲戒処分者数 0人

研修の状況(令和2年度)

地方公務員法は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えることを任命権者に義務付けています。大山崎町においては以下のとおり研修を実施しました。

	研 修 名	研修者数	受研日数
委 託 研 修	新規採用職員研修	4人	1日
	5年目職員研修(ロジカル・シンキング)	6人	オンライン
	10年目職員研修(キャリアデザイン)	3人	オンライン
	10年目職員研修(チームリーダーとしての役割)	4人	1日
	課長研修	2人	オンライン
	法制執務の入門(基本原理)	3人	オンライン
	法制執務の基礎(条例・規則の読み方・作り方)	4人	オンライン
	問題解決のための論理と発想	1人	オンライン
	エクセル研修(基礎・応用)	1人	オンライン
	木造家屋評価研修会	2人	1日
派 遣 研 修	人材マネジメント部会	3人	Web開催
	煙火消費保安教育講習会	1人	1日
	甲種防火管理新規講習	1人	2日

公平委員会に関する事項

職員の権利は、勤務条件に関する措置要求制度および不利益処分に関する不服申立て制度により保護されています。勤務条件に関する措置要求は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また不利益処分に関する不服申立ての制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことができる制度です。

【令和2年度の状況】

勤務条件に関する措置要求…0件
不利益処分に関する不服申立て…0件

服務の状況

綱紀保持の取組

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところだ。

大山崎町においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達などにより綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

福祉および利益の保護の状況(令和2年度)

地方公務員法においては、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の増進に寄与することを目的として、職員の福祉および利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、厚生福利制度、公務災害補償制度が定められています。また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。

大山崎町における職員の福祉および利益の保護の状況については次のとおりです。

	主な内容	実施時期	備 考
保 健 事 業	定期健康診断	令和2年9月(2日)	受診者数 127人
	特殊健康診断	令和3年1月(1日)	受診者数 34人
	人間ドック他	通 年	
福 利 厚 生	京都市市町村職員厚生会 生活設計支援事業	通 年	
	京都市市町村職員厚生会 元氣回復事業	各事業実施日程による	
	京都市市町村職員厚生会 給付事業	通 年	
	大山崎町職員厚生会事業	各事業実施日程による	
公務災害補償の認定件数		公務災害…0件	通勤災害…0件

